

よくある質問(FAQ)

短期大学認証評価要綱について

Q.1	『短期大学認証評価要綱』の「4. 認証評価の特色」の「(4) ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証「評価連絡調整責任者」)の配置・育成」には、「本協会では、その責任者を ALO と称し、原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有する方の任命をお願いしています」とありますが、ALO は教員でなければなりませんか。
A.1	ALO は、学内において、理事長もしくは学長直轄の自己点検・評価組織の責任者となり、本協会及び評価チームとの連絡調整を行っていただきます。教員の任命が困難な場合などの学内事情があり、例えば事務局長が ALO として登録されているケースもありますが、その職務内容から、できれば教員の登録をお願いします。また、理事長、学長が ALO に就かれることも、ALO 設置の趣旨からみて適当ではないと考えます。
Q.2	「適格」判定の有効期間はありますか。
A.2	認証評価は、部分的なものではなく評価時点における包括的な評価です。それゆえ適格の判定は、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです。なお、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標、教育内容・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は認証評価の評価結果に含まれるものではありません。